

福祉国家構想研究会 オンライン公開連続講座

いま、社会変革に何が必要か —コロナ禍を乗り越える変革構想

日時：6月26日（土）午後2時～4時

〈第1講座〉

コロナ禍の労働市場と労働運動 —非正規・貧困・ジェンダー平等の視点から

午後2時 開会

聞き手：二宮 元・琉球大学教授

○講義① 年功型男性労働者中心の労働市場管理と「<標準世帯>支援型」
社会保障——コロナ禍が露わにしたその構造と社会危機——

後藤道夫・都留文科大学名誉教授

○講義② コロナ禍の女性労働 ケア労働の視点から

蓑輪明子・名城大学准教授

○休憩(午後3時15分～25分 ※予定)

○対談

午後4時 閉会

・質問はzoomのQ&Aから途中休憩の5分後までにお寄せいただくと「対談」に反映いたします。

・ご感想は Google フォームからお寄せください。

⇒



https://docs.google.com/forms/d/1RC6gGyVI4disIUMa6WVsMVMCJTe2G30wX-mgOEDHplg/viewform?edit_requested=true

【共 催】福祉国家構想研究会、全日本民主医療機関連合会、京都府保険医協会

【問合先】京都府保険医協会 ☎075-212-8877 ✉info@hokeni.jp

年功型男性労働者中心の労働市場管理と「<標準世帯>支援型」社会保障 —— コロナ禍が露わにしたその構造と社会危機 ——

2021.6.26 後藤道夫

はじめに —— 底の見えない困窮の拡大

- ☆ 生活困窮支援の現場は「野戦病院」状態が 1 年間続いている（雨宮処凜）
- ☆ 現場での相談者、食糧受け取り、20 ~ 30 % 程度が女性（リーマン期 数%以下）
- ☆ 大学生が食料配布にむらがる光景
- ☆ 2020 年自殺者数 対前年で増加は若年と女性、経済・問題
 - メンタル不調による傷病手当受給者 1999 年からの 2019 年間で約 8 倍
NHK・JILPT 調査
 - 雇用急変あり & 収入減 1 割以上 うつ（傾向をふくむ）の診断 7.8 %
- ☆ 住居確保給付金 2020 年 4 ~ 10 月約 11 万件（2019 年度 4 千件）
- ☆ 福祉貸し付け 全国 2020 年 4 ~ 2021 年 4 月 209 万件（8430 億円）
(リーマン期 2009 ~ 2011 年度計で 20.5 万件)

—— 生活保護は機能不全 受給者対前年同月増分は、リーマン期の 1/10 程度 ——

2. コロナ禍による雇用収縮の規模と特徴

(雇用収縮……解雇・雇い止め、「自発的」離職、休業、就業時間短縮)

離職

<2020 年 4 月に民間企業の労働者であったもの>

A. 離職 1 年間に経験した割合 14.4 % (JILPT3 月) cf. 雇用動向調査 2019 年離職率 15.6 %

コロナ関連離職 4 回の JILPT 調査 3 ~ 4 % 図表 1

同 離職全体のほぼ 4 分の 1 (JILPT 高橋康二) → 160 万人程度

B. 休業、就業時間短縮

コロナ関連 4 回の JILPT 調査 18 ~ 27 % 800 ~ 1200 万人程度 同上

同 非正規 25 ~ 34 % 400 ~ 550 万人程度

<コロナ禍による雇用収縮の特徴>

① 規模が大きい。1 年で千数百万人程度が経験
厚労省 コロナ関連解雇・雇止めの数値 (2021.6.4 累積 10.5 万人) で考えるのは危険。

② 解雇・雇止め、「自発的」離職の合計はリーマン期よりやや少ないか？

☆ 月ごとの雇用者数の対前年同月減少分

リーマン期 (2009.3-2010.2) 平均 70 万人 コロナ期 (2020.4-2021.3) 同 58 万人

③ 休業、時間減が大規模

JILPT2020.5 調査 コロナ関連で労働者の 27 % (非正規) 34 % が休業／時間減
1208 万人 544 万人

————→ 総労働時間の大幅減

「延週間就業時間」(労働力調査) の減少は、コロナ期の方が大きい

図表2

④ 雇用収縮の影響が非正規／女性に集中 (NHK/JILPT 調査より) 図表3

	総数	女性	非正規	女性非正規	非正規男性
労働者数	100 %	46 %	35 %	26 %	9 %
雇用収縮経験者数	100 %	55 %	52 %	38 %	14 %
収入減 (コロナ以前と比較 2020.10 時点)			1割以上減のうち女性非正規が 38 %		
			3割以上減 同 46 %		
			5割以上減 同 54 %		

自発的離職 女性、非正規、子育て女性に多い、コロナ関連理由 (NHK・JILPT 調査)

	男女計	女性	非正規女性	子育て女性
理由群から	・感染リスクのある職場	11.1	<u>16.2</u>	<u>21.7</u>
	・保育園・学校の休み、時間短縮	3.0	4.5	<u>4.4</u>

⑤ 影響が大きい産業 飲食・宿泊サービス業、生活関連・娯楽業、教育・学習支援業、運輸業

" 職業 サービス職、輸送・機械運転職、生産技能職、営業・販売職

コロナ禍による雇用収縮の中心は女性、非正規。ダメージはさらにそこに集中。

女性、非正規の雇用収縮・賃金減が、広範囲の困窮をもたらした (≠ 既存常識)

———— 労働力範囲の大幅拡大 + 非正規化、短時間化 + 世帯分布の大幅変動・家計支持構造の変化 —— 2,30年間の状況変化

————→ 旧来型所得保障／社会保障システムの破綻 コロナ禍によって顕在化

- a. 男性世帯主労働力の保護と管理に絞られた労働規制と労働市場管理
- b. 個々人の最低生活「保障」を課題とせず、<夫婦と子>世帯への「支援」を課題とした社会保障制度・運用思想 (世帯責任・自己責任が土台)

以下、労働市場と所得保障にしぼって状況変化を概観

3. 男性労働者 20年余で大幅な賃金減

図表4,5,6

<旧来型家計維持を想定して世帯形成が可能な賃金水準> 未満の男性が大幅増

————→ <夫婦と子>世帯のカバー範囲が激減

図表7

4. 女性、高齢者、学生の急速な労働力化 (世帯労働力の窮迫販売、非正規化の歯止め無)

「家計補助労働」論が当てはまらない非正規の激増 ↑

(試算 25-64 歳以下の a b + c 2017 年 1 千万人程度) 資本独裁、労働側交渉力崩壊

a. 非正規かつ自分(の世帯)の生活費は自分…… 25 ~ 64 歳で 600 万人

(単身非正規 + 2 人以上世帯世帯主非正規 + 親元無配偶非正規) の急増

1) 2020 年労調 25 ~ 64 歳 非正規の単身&世帯主 男性 218 万人 女性 186 万人 図表8

2) 2015 年国調 25 ~ 64 歳 非正規・親元無配偶 男性 80 万人 女性 112 万人

☆. 25 ~ 64 歳 有配偶女性以外の非正規労働者 1997 年 314 万人 2017 年 695 万人
(非正規中 34 % 45 %)

b. <夫婦と子>世帯の妻の労働力化急速に進行(女性賃金が家計に占める比重増加)

男性賃金の大幅減少 → 共働きの増加、共働きでもなお低所得の世帯割合増加

低所得共働き世帯 図表9

(妻 25 ~ 64 歳 500 万円未満 297 万世帯 600 万円未満 455 万世帯)

c. 親世帯が低所得の学生労働者(高校生労働者を含む)(2017 就業構造基本調査より)

1) 独り暮らしで有業の学生 46 万人 うち、最多収入が自分の賃金 24 万人

2) 親元等から通う有業学生 116 万人 うち、親元等世帯収入が 600 万円未満 38 万人

①. 増えた or 置き換わった雇用人口の多くが非正規、かつ不規則／短時間労働 図表10, 11

不規則／短時間労働の野放図な拡大の危険 ①労働力がただの商品に。<脱雇用化>
②所得補償制度が脆弱になりやすい

②. 女性労働者の異常な低賃金の持続

1) フル・短時間計 女性雇用者 250 万円未満 6 割 変わらず 図表12

2) フルタイム 2017 年 女性 25-54 歳 270 万円未満 45 % 図表12-2

25-54 歳フルタイム 270 万円(仮リビングウェイジ) 未達: 女性は男性の 3.2 倍

低賃金の持続 ⇔ 性別役割分業維持、フルタイム就業抑制

家事労働部分、子どものケア等の「無償の自然力」あつかい

☆. コロナ期 家事・育児等時間の増大と雇用への影響

雇用収縮影響あり 同なし

宣言期間中の家事・育児等時間の増加幅 男性 29 分 10 分

(NHK・JLPT 調査) 子育て女性 75 分 25 分

☆. なぜ賃金補償のある看護休暇制度がないのか? 大災害時はその特別拡大で。

保育園等、学校の休業も看護休暇等の限度期間との関係で調整されるべき

5. 「家計補助労働」想定による、無低規制、無低保障 コロナ期

a. 休業補償の制度的脆弱と事業主の後退姿勢

図表1のB

雇用調整助成金 コロナ期 1年余で 3.7兆円 リーマン期 2009.10 年度計約 1兆円
額は大きいが、多くの非正規には届かず 休業補償を払う意志のない事業者多し

・労働基準局の法解釈

<シフト制の労働契約では、シフト決定期間を除き、休業補償の義務はない>

- ・<平均賃金の 6 割> 週 3 日働く労働者では、平均賃金は通常の日給の 6 割
$$\longrightarrow 0.6 \times 0.6 = 0.36$$
 以上？？

- ・労働力の単純商品化（脱雇用化）の意識傾向が拡大している？？

休業、時短、日数減への休業補償 何らかを支払われた非正規

2020.4-5 66 % 2020.6-12 57 % 2021.1-2 54 % (JILPT 2021.3)

シフト制を悪用した、解雇規制潜脱、賃金規制潜脱が拡大傾向

(首都圏青年ユニオン『シフト制労働黒書』2021年5月)

b. 非正規の大半は雇用保険を使えず → 今回の雇用収縮に対応できない雇用保険 図表13

失業給付の縮小 コロナ期 2020.4 ~ 2021.3 初回受給者対前年同月増分計 22 万人
リーマン期 2008.12 ~ 2009.11 同 73 万人

* 世紀転換期の雇用保険縮小

非正規への移行を促進するため給付を大幅に縮小

図表14,15

非正規、短時間の大幅拡大にもかかわらず、適用範囲を不拡大

図表16

(雇用保険の詳細は『労働法律旬報』2021年1月合併号の拙論参照)

c. 社会保険被保険者本人ではない労働者……傷病手当なし

2019年 15 ~ 64 歳で 1495 万人。うち女性 965 万人

*. 2020 年自殺者数 対前年で増加。若年、女性、経済・問題

*. NHK・JILPT 調査

雇用急変あり & 収入減 1 割以上 うつ（傾向をふくむ）の診断 7.8 %

*. メンタル不調による傷病手当受給者 1999 年からの 20 年間で約 8 倍

図表17

6. 日本の所得保障諸制度の特質 <1970年代に完成 + ここ2,30年の状況悪化>

- ① ほとんどの所得保障制度は個々人の最低生活を「保障」せず「支援」

最後の帳尻を合わせる責任は、<夫婦と子>を標準形とする世帯・世帯主に。国家が配慮する労働者としての保護も世帯主に集中（日本型雇用中心主義、世帯主義）

児童手当、老齢年金、障害年金、雇用保険失業給付、傷病手当、雇用保険育児休業手当、健康保険出産手当

児童手当 —— 親の養育義務履行の援助 ≠ 非勤労者の基礎的生活費の保障
なぜ中学生まで？ 「親の収入が上がるはずだから」 ???

*. ドイツ 18歳まで。学生、院生、訓練校は25歳まで 月204ユーロ(2.7万円)

老齢年金 —— 大量の無低年金者

男女計 6万円未満 30%、8万円未満 54% 無年金 5%程度

<高齢者はもともと、アルバイト、貯蓄、仕送り、年金 で暮らすハズ>論の支配

年金が高齢者の収入に占める割合……高齢者全体で8割、後期高齢者9割

年金のみが収入の高齢者は、75歳以上で71%

消費水準が生活保護利用の高齢者よりも低い高齢者……約20%

<義務教育の無償>も、原則は授業料の無償のみ。教師が使う教材を除き、教材、各種道具類も有償（生活保護、就学援助制度の「反対解釈」によるとされている）

② 最低生活を「保障」するのは、例外、特殊ケースとして、強くその利用を抑制された生活保護のみ —— 生活保護制度の存在は統治の正当性を納得させる上で不可欠
資産要件、親族の扶養義務、就労努力の規定とその運用思想による、利用の強い抑制が織り込まれた制度（**他制度の非「保障」と対をなすシステム**）

———— 生活保護非受給 かつ 他の所得保障制度では不足する人口（**谷間貧困人口**）の膨大
2018年の生保 最低生活費世帯人員別全国平均値を基準として、**2500万人,20%**

例. 国保保険料 所得ゼロからの徴収の合法（最高裁判決）
生活保護を受給していないのであれば自己所得、自己資産で生活可能と判断

労働運動の無力と分断を基礎的環境とした、所得と社会保障の抑制システム

- a. 男性世帯主労働力の保護と管理を中心として作られた労働規制と労働市場管理
- | b. 個々人の最低生活「保障」を課題とせず、<夫婦と子>世帯への「支援」を課題とした社会保障制度・運用思想（世帯責任・自己責任が土台）
- └ b' 生活保護制度の存在をダシにした社会保障抑制と膨大な谷間貧困人口

———— コロナ禍対策での現金給付も多くの受給者に権利性のない（薄い）恩恵としての、あるいは事業主判断、政府判断に規定される給付。受給資格の確認に行政の多くの努力がそそがれ、最低生活を大災害時にまず「保障」するという姿勢は弱い ——

図表1 コロナ禍に関連した雇用への影響

		2020年5月 調査	2020年8月 調査	2020年12月 調査	2021年3月 調査
解雇、雇止め、勤め先の休業倒産、自発的退職	総数	2.7	3.5	4	3.7
	非正規	4.5	5.7	6.1	5.4
勤務日数や労働時間の減少 (休業含む)	総数	26.6	21.8	17.9	18.1
	非正規	34.1	30.0	24.6	24.8

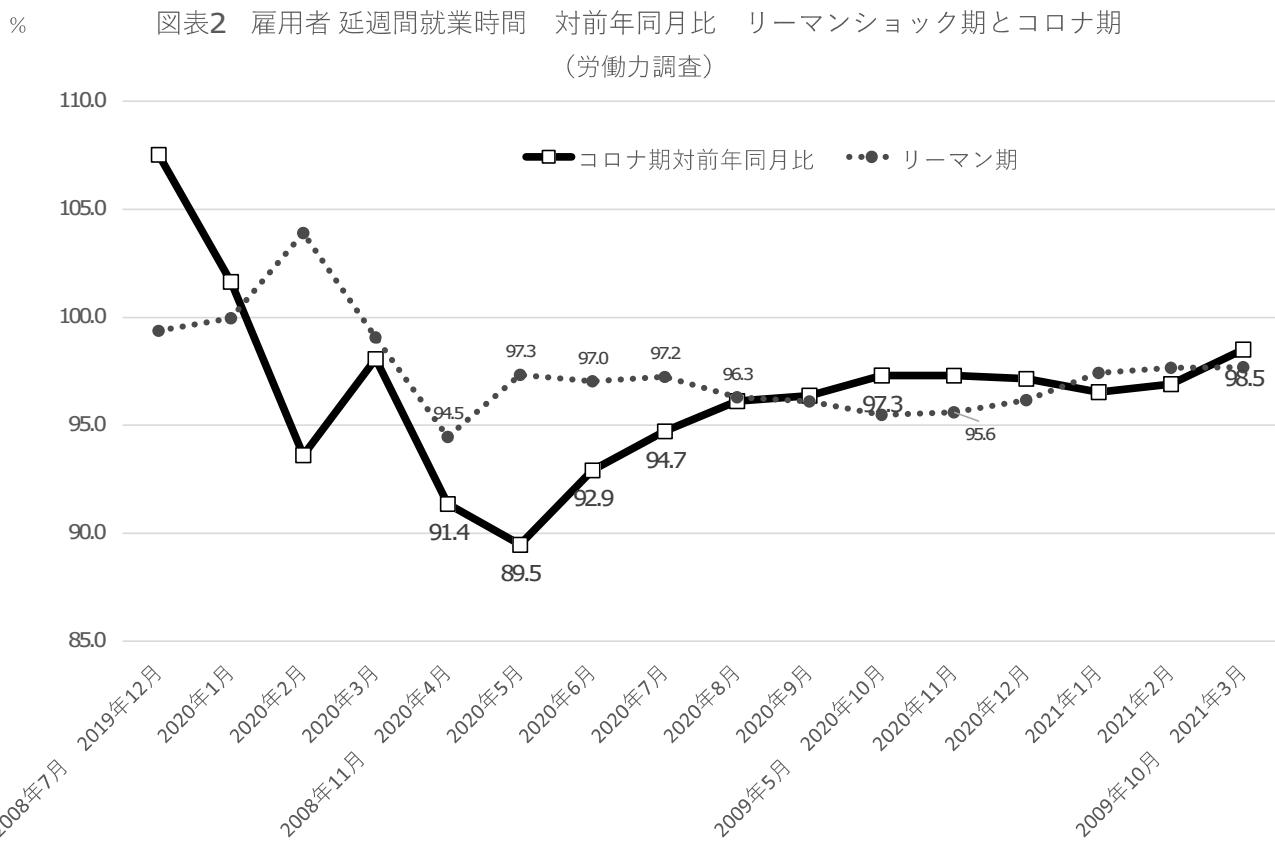
(%)

2017年就業構造基本調査とあわせた人数推計

解雇、雇止め、勤め先の休業倒産、自発的退職	総数	123	159	182	168
非正規		72	91	98	86
勤務日数や労働時間の減少 (休業含む)	総数	1208	990	813	822
	非正規	546	480	394	397

(万人)

- * 労働政策研究・研修機構 「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」
2020年5月調査、8月調査、12月調査、2021年3月調査、および、2017年就業構造基本調査より作成
調査対象は2020年4月1日に20～64歳で民間企業の労働者であった者4307名
- * 各調査の回答者が時期を限定して答えたか、コロナ禍での経験として答えたかは不明
- * 日数、時間減、休業については、NHK・JILPT調査と異なり、長さ、割合等の限定は付記されていない
- * 解雇、雇止め、勤め先の休業廃業倒産、自発的退職への回答は複数回答によるが、
ここでは、内容的な重複は少ないと考えて合計した。
なお、高橋康二「JILPTリサーチアイダイ63回、コロナ離職と収入低下」によれば、
毎回の調査にすべて回答している2501名中、3月調査において解雇、雇止め、勤め先の
休業倒産、自発的退職のいずれかを挙げた者は3.1%であった。集計対象にズレがあるため
はっきりとはわからないが、上記表の離職関連の合計値は若干の過大評価の可能性はある。



图表3 NHK・JILPT共同調査より

A 2020年4月1日に民間労働者であった20-64歳のうち、4月～10月に雇用状況の急変を経験したもの

	解雇・雇い止め	自発的離職	労働時間半減30日以上	休業7日以上	左記いずれかの変化あり
非正規女性	3	5.3	10	21.7	33.1
非正規男性	4.7	6.8	9	19.3	32.8
非正規計	3.5	5.7	9.7	21.1	33.0
正規女性	1	3.8	4.6	12.2	18.4
正規男性	1.1	2.5	3.4	11	15.9
正規計	1.1	2.9	3.8	11.4	16.7
女	2.1	4.6	7.5	17.3	26.3
男	1.7	3.2	4.3	12.4	18.7
男女計	1.9	3.8	5.8	14.7	22.2

* 「新型コロナウイルスと雇用・暮らしに関するNHK・JILPT共同調査結果概要」、および、就業構造基本調査

** 人数推計はNHK・JILPT調査による割合を就構17による20～64歳民間労働者数に乗じたもの

B 休業、時間減の補償（休業手当）の受け取り状況

	全額支払い	60%以上	60%未満	全く支払われず	わからない	60%以上計
非正規男性	18.3	26.9	11	34.2	9.6	45.2
非正規女性	19.8	24.6	15.5	32.7	7.4	44.4
男性	39.6	29.7	6.4	17.6	6.8	69.3
女性	29.4	25.2	12	25.6	7.8	54.6

(%)

C 10月の月給がコロナ前の通常月よりも減ったものの割合と推計数（11月時点で無業を含む）

	3割未満 満減	3～5割未満 減	5割以上 減(再)	1割以上 減(再)	3割以上 減(再)
非正規女	2.6	3.2	8.0	13.5	11.1
非正規男	9.8	5.3	7.1	21.3	12.4
女	4.3	2.1	5.7	12	7.8
男	9.9	2.7	2.1	14.5	4.8
男女計	7.3	2.4	3.8	13.3	6.2

(%) (%) (%) (%) (%)

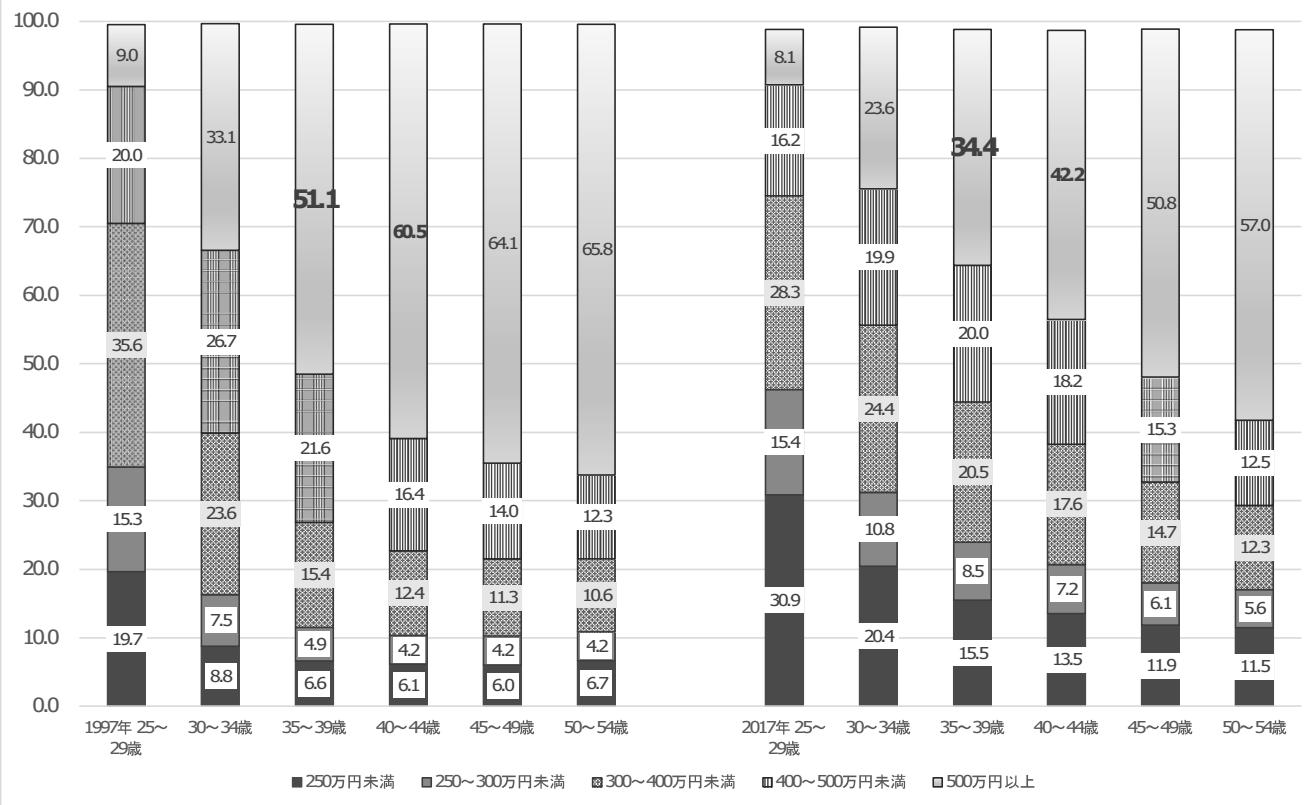
民労20-64歳 (2017就構)	解雇・雇い止め	自発的離職	労働時間半減30日以上	休業7日以上	左記いずれかの変化あり
1171	35	62	117	254	388
430	20	29	39	83	141
1601	56	91	155	338	528
938	9	36	43	114	173
2004	22	50	68	220	319
2941	32	85	112	335	491
2109	44	97	158	365	555
2434	41	78	105	302	455
4542	86	173	263	668	1008

(万人) (万人) (万人) (万人) (万人) (万人)

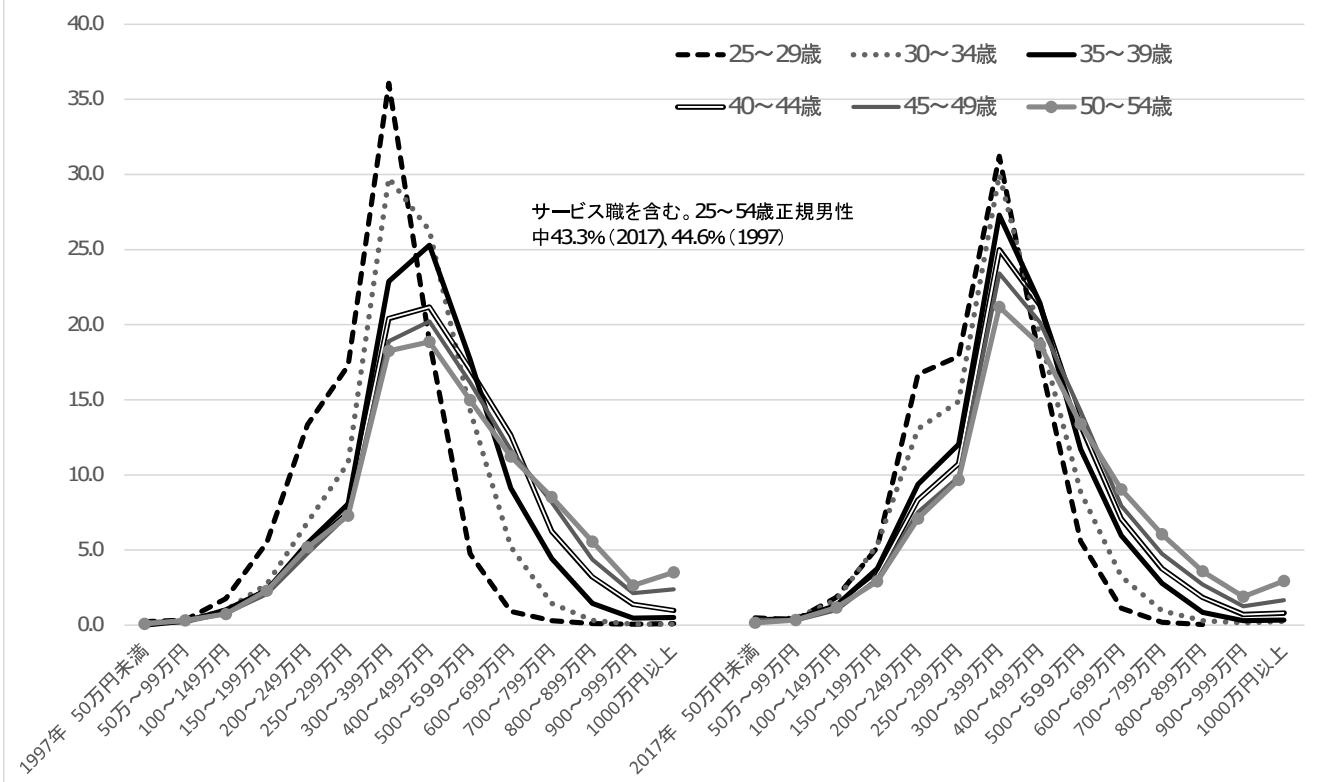
民労20-64歳 (2017就構)	3割未満 満減	3～5割未満 減	5割以上 減	1割以上 減(再)	3割以上 減(再)
1171	30	37	94	158	130
430	42	23	31	92	53
2109	91	44	120	253	164
2434	241	66	51	353	117
4542	332	109	173	604	282

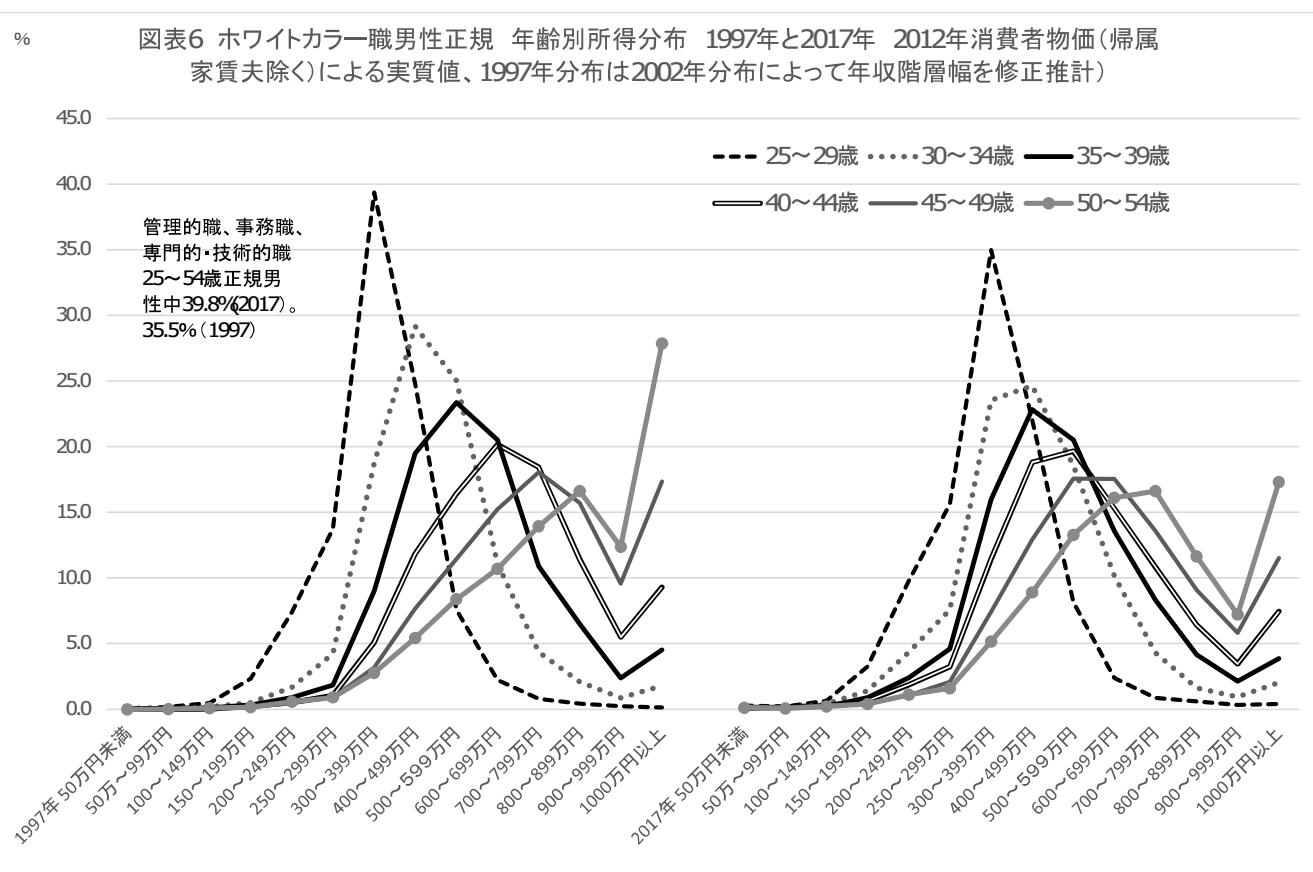
(万人) (万人) (万人) (万人) (万人) (万人)

図表4 男性雇用者 年収分布(2012年消費者物価による実質値) 就業構造基本調査より

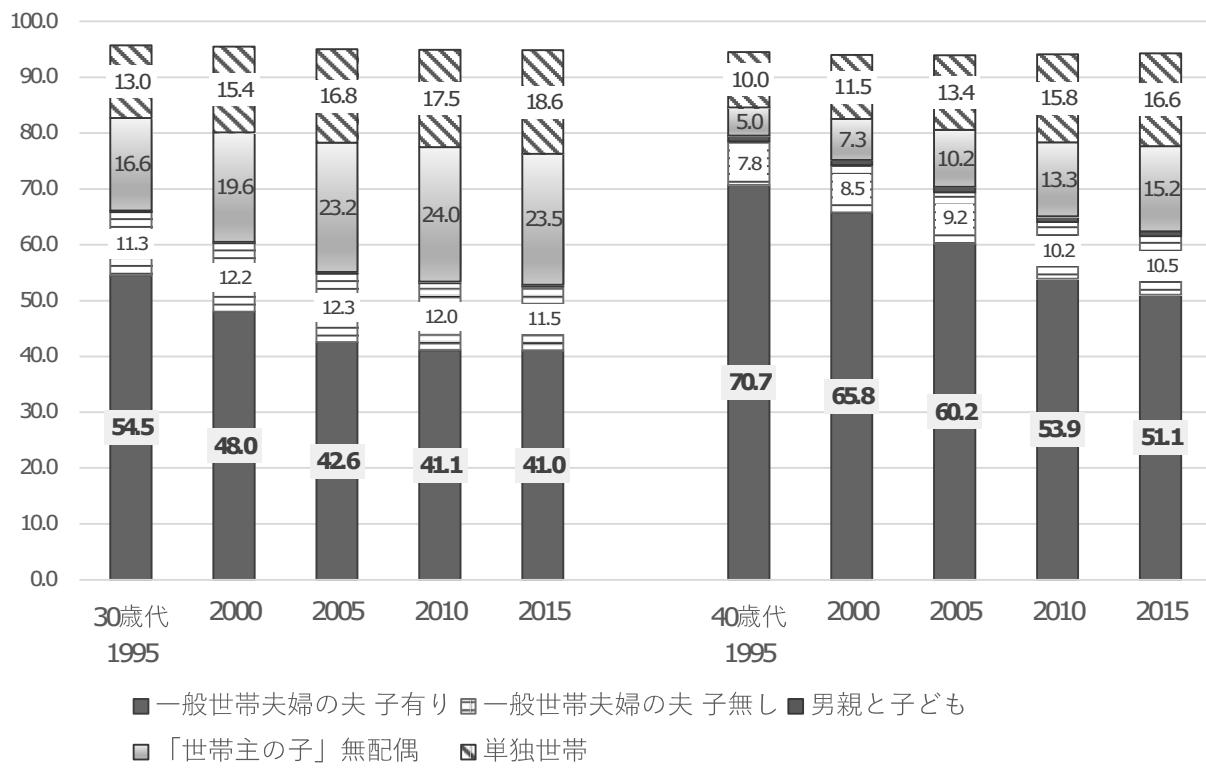


% 図表5 ブルーカラー系職群 正規男性労働者 年齢別年収分布の変化（2012年消費者物価による調整ずみ 1997年分布は年収階層幅を2002年の数値で修正推計 原資料「就業構造基本調査」）

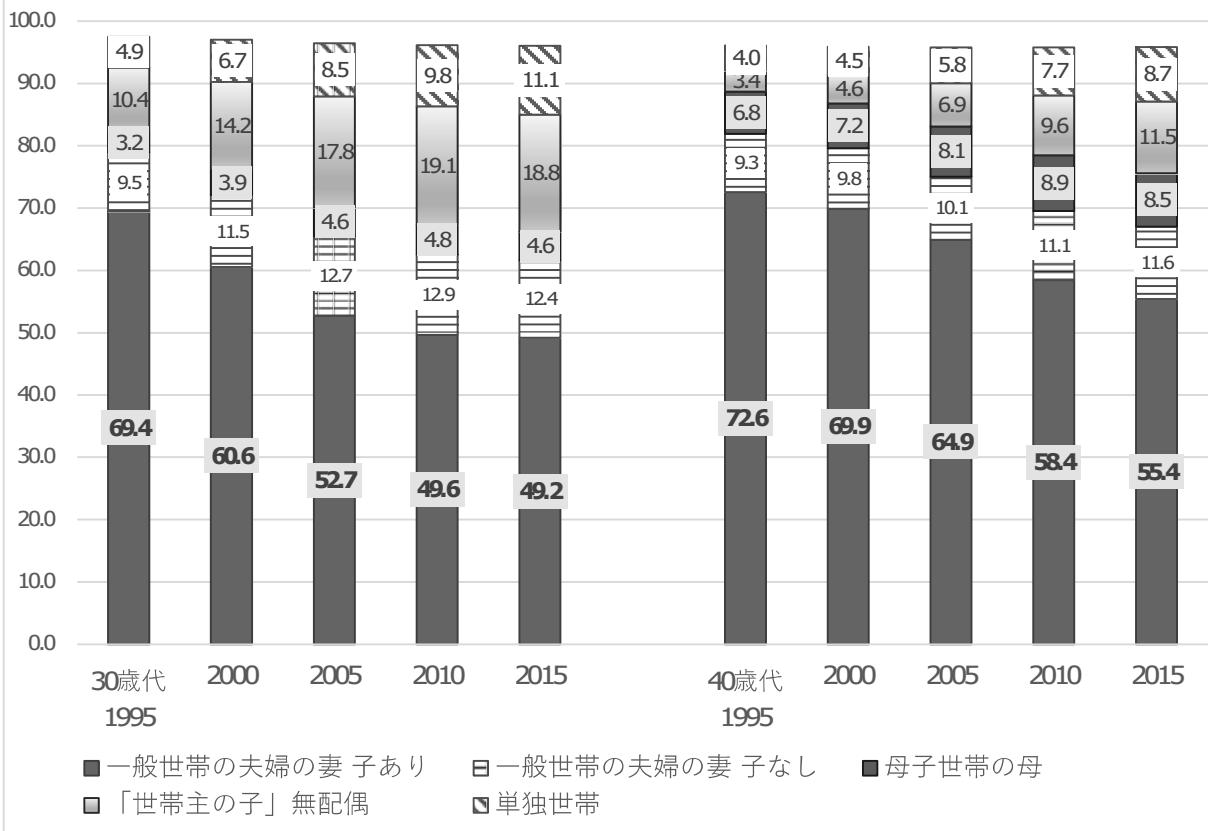




図表7-1 男性 世帯上の位置別人口割合の変化（国勢調査）



図表7-2 女性 世帯上の位置別人口割合の推移



図表8

25~64歳女性 二人以上世帯主と単身世帯の非正規人口、割合 (労調詳細)

		女総数	一般世帯世 帯主	単身世帯	世帯主(一 般、単身)計	(万人)
総 数	2002年	3525	225	269	494	
	2020年	3092	245	344	589	(万人)
非正規	2002年	837	68	52	120	(万人)
	2020年	1099	94	92	186	(万人)
非正規／人口	2002年	23.7	30.2	19.3	24.3	(%)
	2020年	35.5	38.4	26.7	31.6	(%)

25~64歳男性 二人以上世帯主と単身世帯の非正規人口、割合 (労調詳細)

		男総数	一般世帯 世帯主	単身世帯	世帯主(一 般、 単身)計	(万人)
総 数	2002年	3498	2305	435	2740	
	2020年	3148	1896	513	2409	(万人)
非正規	2002年	249	142	44	186	(万人)
	2020年	334	143	75	218	(万人)
非正規／人口	2002年	7.1	6.2	10.1	6.8	(%)
	2020年	10.6	7.5	14.6	9.0	(%)

*. 2020年の25~64歳女性の5人に1人は世帯主（単身、二人以上計）

その32%は非正規労働者

*. 2020年の25~64歳女性非正規1099万人中、186万人（6人に1人）は世帯主（同）

*. 2020年の25~64歳男性の4人に3人は世帯主（単身、二人以上計）

その9%は非正規労働者

*. 2020年の25~64歳男性非正規334万人中、218万人（3人に2人）は世帯主（同）

25~64歳男女 二人以上世帯主と単身世帯の非正規人口、割合 (労調詳細)

		男女総数	一般世帯世 帯主	単身世帯	世帯主(一般、 単身)計	(万人)
総 数	2002年	7023	2530	704	3234	
	2020年	6240	2141	857	2998	(万人)
非正規	2002年	1086	210	96	306	(万人)
	2020年	1433	237	167	404	(万人)
非正規／人口	2002年	15.5	8.3	13.6	9.5	(%)
	2020年	23.0	11.1	19.5	13.5	(%)

総 数	2002年	100.0	36.0	10.0	46.0	(%)
	2020年	100.0	34.3	13.7	48.0	(%)
非正規	2002年	100.0	19.3	8.8	28.2	(%)
	2020年	100.0	16.5	11.7	28.2	(%)

*. 2020年の25~64歳男女の48%は世帯主（単身、二人以上）

その13.5%は非正規労働者

*. 2020年の25~64歳男女非正規1433万人中、404万人（28%）は世帯主（同）

2020年25~64歳 非正規女性の7人に1人は世帯主（単身、一般）。

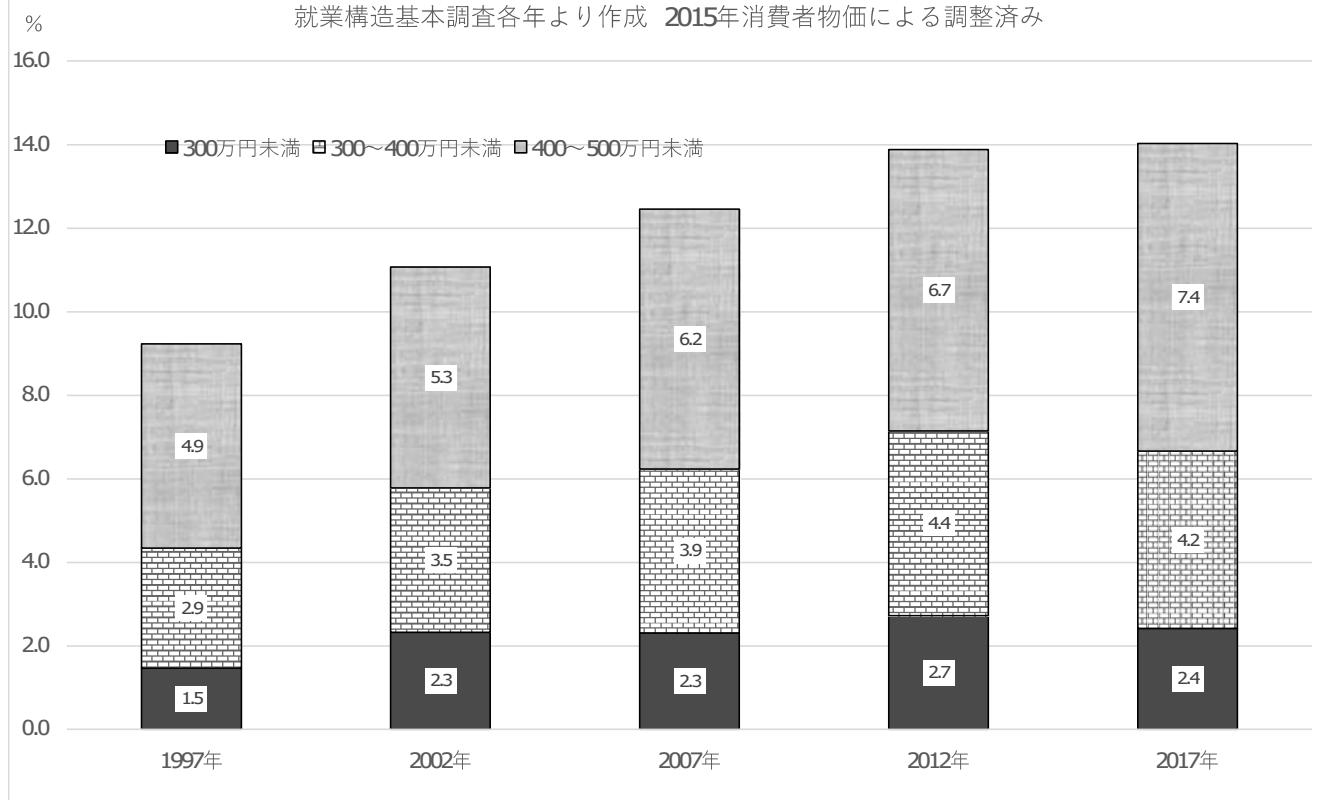
非正規男性の3分の2は世帯主（同）

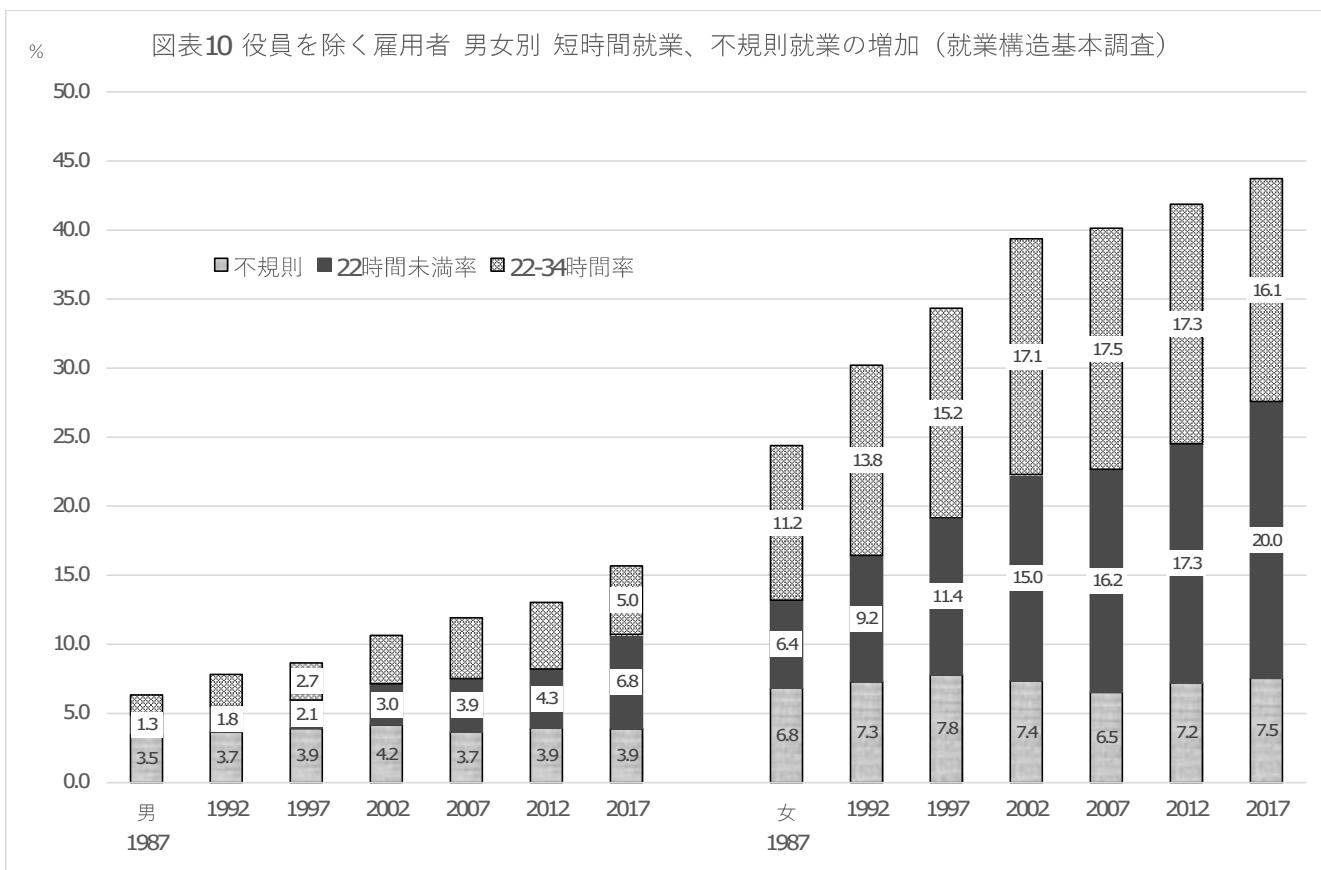
非正規世帯主（単身、一般）は02~20で306万から404万へ

（女120万→186万人、男186万人→218万人）

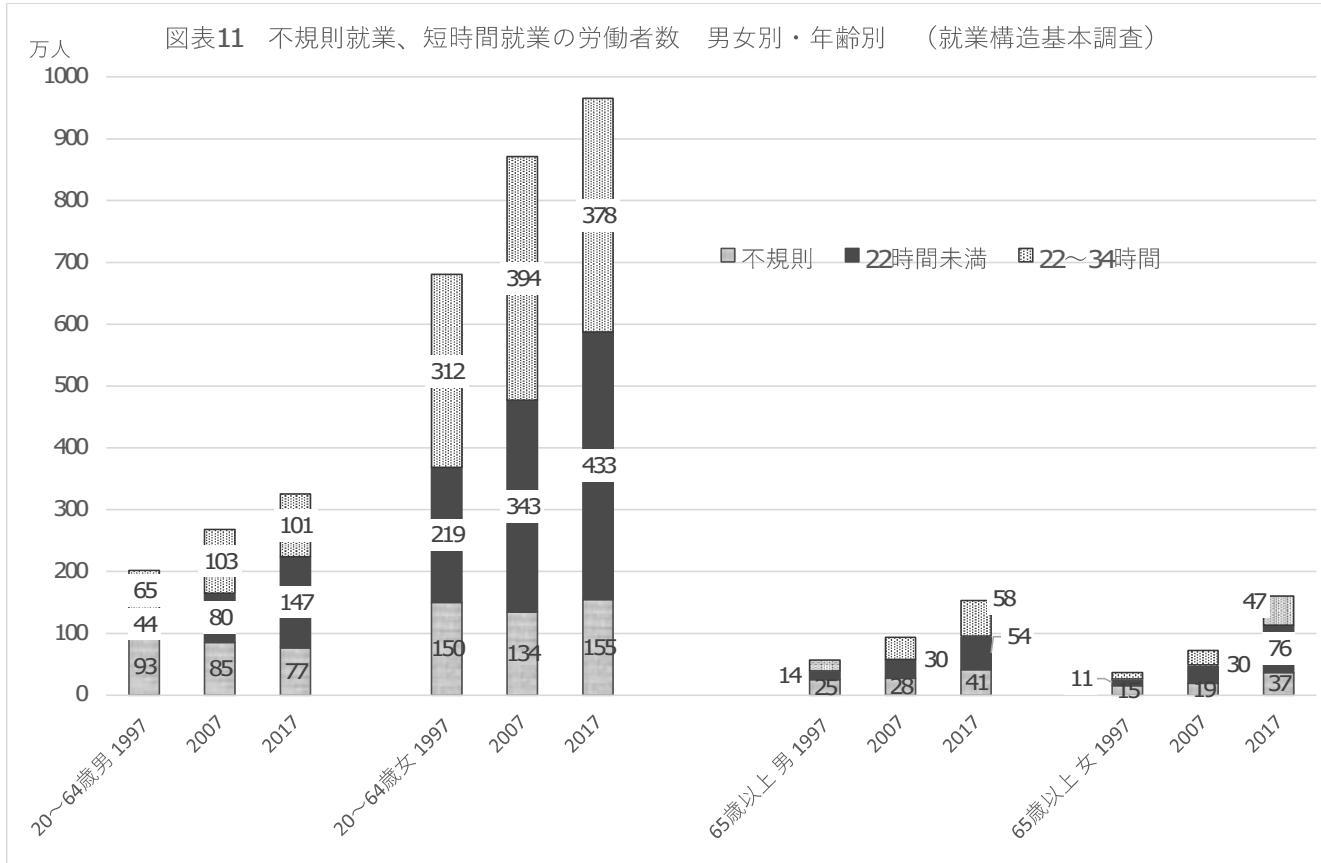
図表9 妻30～49歳の夫婦がいる世帯のうち 妻有業低所得世帯が占める割合

就業構造基本調査各年より作成 2015年消費者物価による調整済み

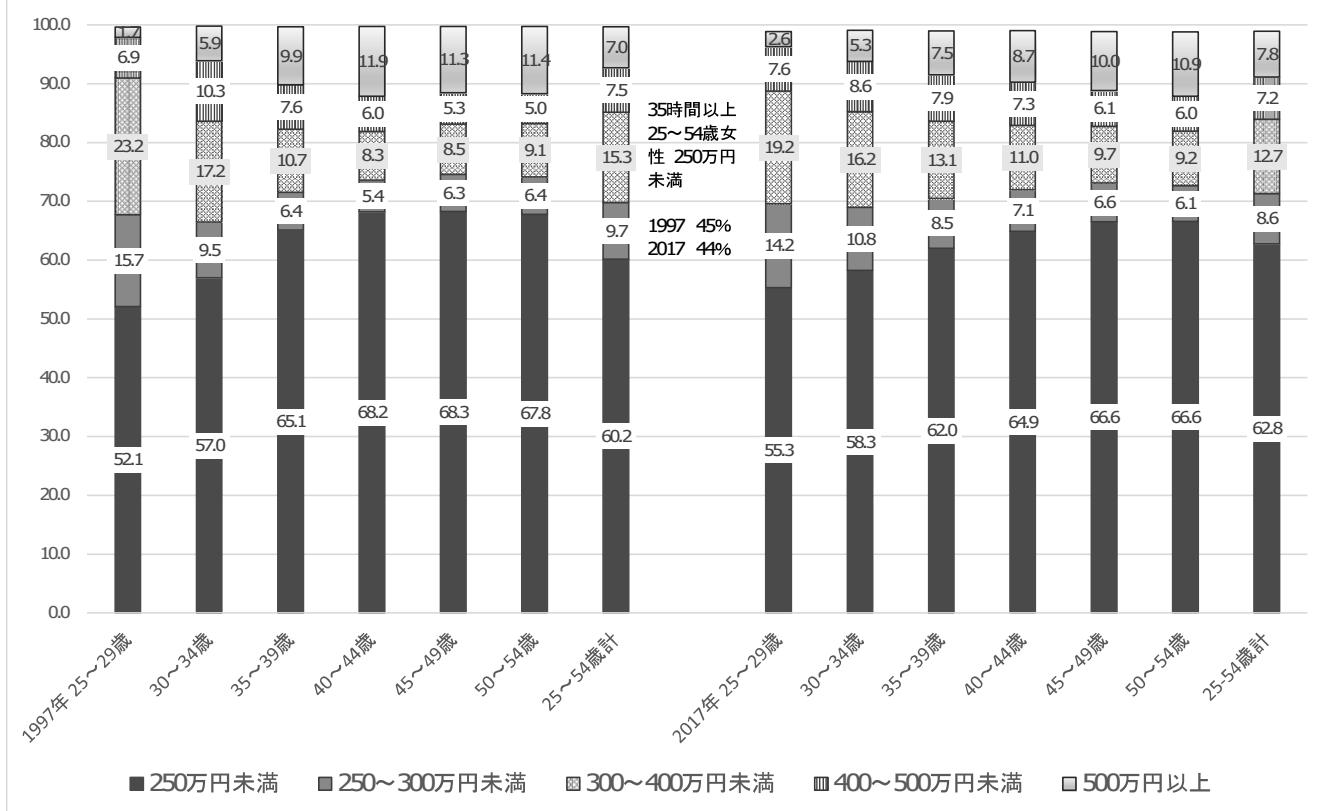




図表11 不規則就業、短時間就業の労働者数 男女別・年齢別 (就業構造基本調査)



図表12 女性雇用者 年収分布(2012年消費者物価による実質値) 就業構造基本調査より



図表 12-2 35時間以上労働者のリビングウェイジ未達割合いの比較による男女賃金格差

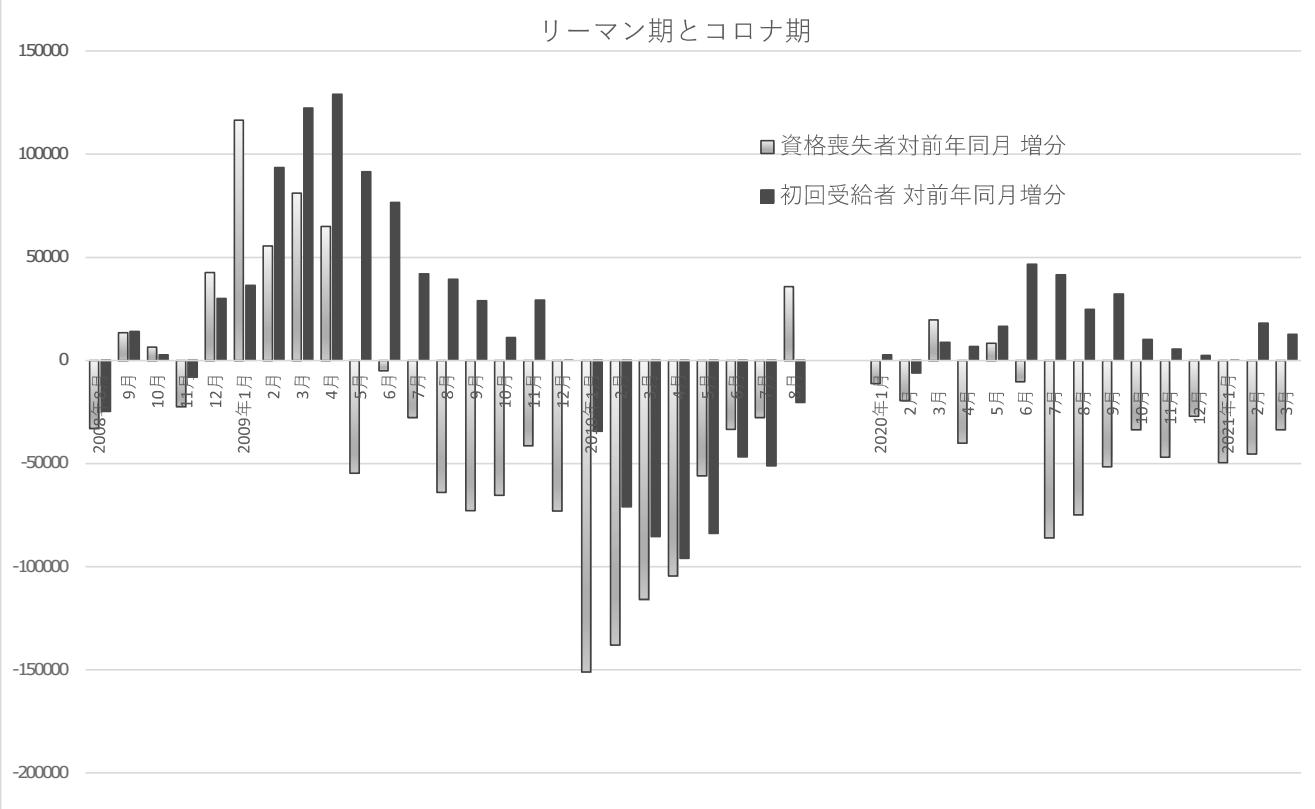
原数值	男2017年	女2017年	男2017年	女2017年	女／男
300万円未満	343	520	18.8	53.3	2.8
250万円未満	202	392	11.1	40.2	3.6
270万円未満	258	443	14.2	45.5	3.2
	(万人)		(%)		(倍)

物価調整値 (2012年消費者物価)	男		女		女／男	
	2007年	2017年	2007年	2017年	2007年	2017年
300万円未満	19.9	21.9	57.5	56.5	2.9	2.6
250万円未満	11.6	13.1	45.0	43.7	3.9	3.3
	(%)		(%)		(倍)	

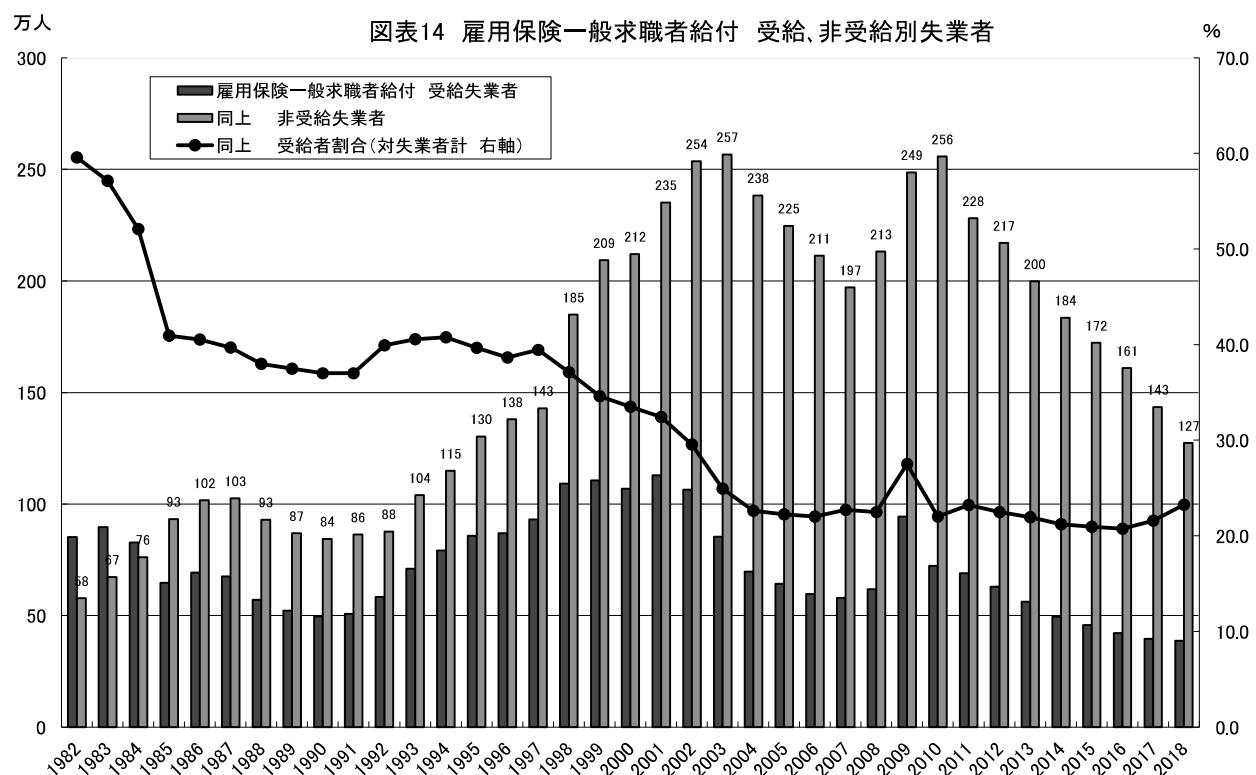
物価調整値 (2012年消費者物価)	男		女	
	2007年	2017年	2007年	2017年
300万円未満	388	398	538	551
250万円未満	226	239	421	426
	(万人)		(万人)	

* 就業構造基本調査 各年より作成

図表13 雇用保険 資格喪失者数と失業給付初回受給者数の推移 対前年同月増加分

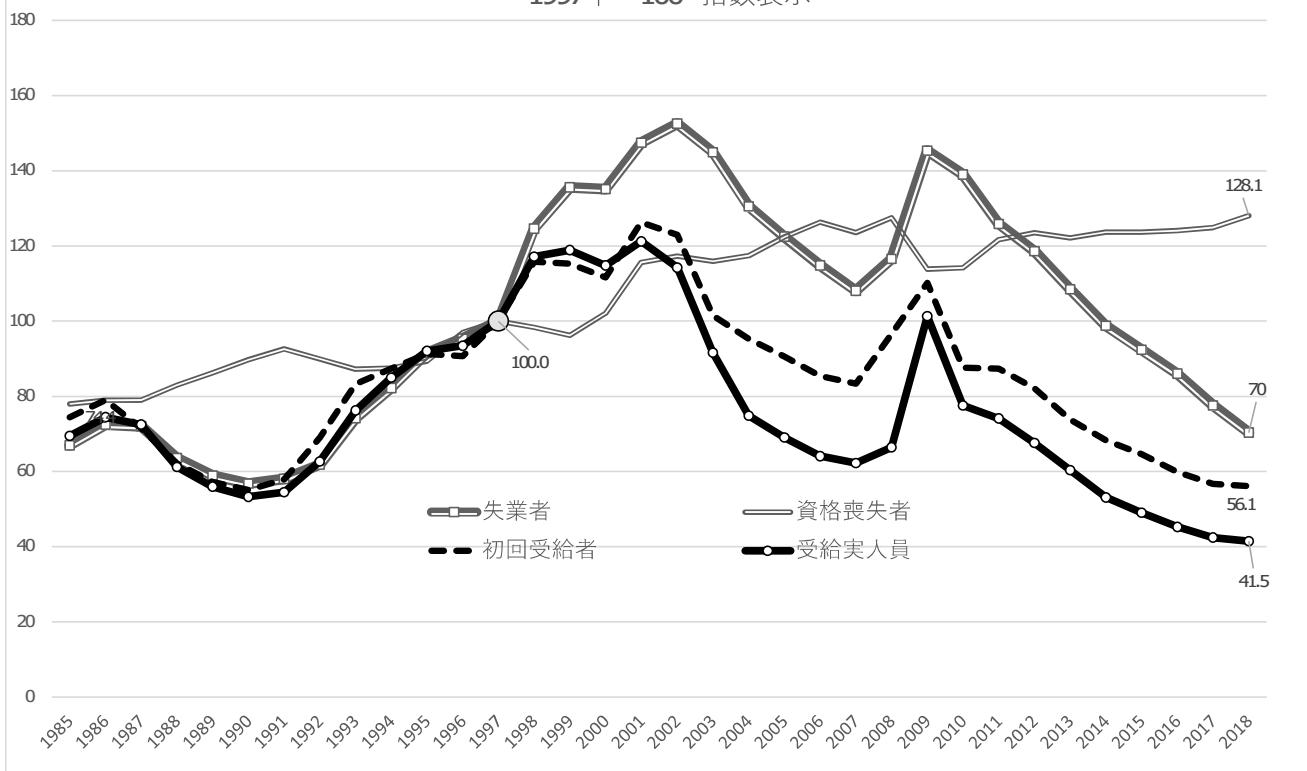


图表14



図表15 雇用保険 初回受給者数、受給実人員 と 資格喪失者数、失業者数の乖離

1997年 = 100 指数表示



万人

図表16 非正規労働者 男女別 時間別 不規則&短時間 就業者数の推移（就業構造基本調査）

1200

■不規則

■15時間未満

■15~20時間未満（～1997 15~22時間未満）

■20~22時間未満

□22~29時間未満（～1997 22~34時間未満）

□30~34時間未満

1000

800

600

400

200

0

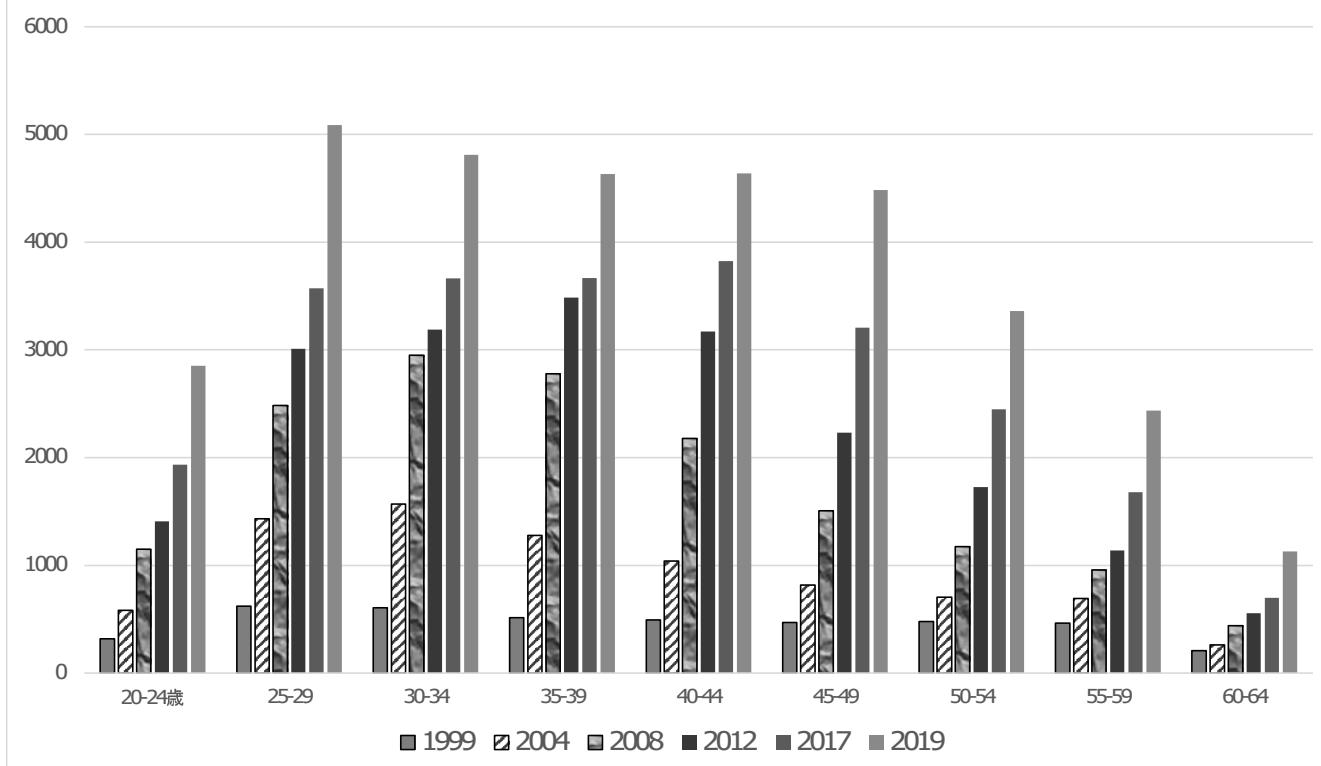
男

女

1987 1992 1997 2002 2007 2012 2017 1987 1992 1997 2002 2007 2012 2017



図表17 協会けんぽ 年齢別・<気分(感情)障害(うつ病をふくむ)>および、<神経性障害、
ストレス関連・身体表現性障害>による傷病手当件数(各年10月分)



2021年6月26日 福祉国家構想研究会公開講座

コロナ禍の女性労働 ケア労働の視点から

名城大学 萩輪明子

1. コロナ禍が女性に与えた諸問題

コロナショックの特徴：女性への影響が色濃い

①雇用・貧困問題の女性への集中

・首都圏青年ユニオン、NPO法人・POSSE

労働相談は通常、男性が圧倒的だが、コロナ禍では女性が非常に多いが、相当数の相談が非正規・女性から

・赤石千衣子（しんぐるまざーずふおーらむ）

2020年3月以降、食料支援とアンケートによる実態把握を順次、行ってきた

（3月に比べ4月には）「『収入が減った』人・・・、『収入なし』の人・・・がさらに増え・・・メール相談がすごく増えてきて、それと同時並行して、『お金がなくて辛い』とか、『一家五人で無理心中しかないんでしょうか』とか、すごく危機的な相談が結構増えてきた」（赤石千衣子「ひとり親支援の活動から」（『貧困研究』25号、2020年12月号）、48頁）

・稻葉剛

路上支援の場合、当事者は男性がほとんどであったが、今回は2～3割が女性。

②エッセンシャルワーク／ケア問題

・放置されるケア労働者
過重労働、感染対策問題

・学校休校をめぐる親の就労問題
子どもたちの行き先がない中での休校や保育所自粛

③非常に「はやい」政府の対応

2020年9月 内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」設置

同11月緊急提言、2021年4月報告書

DV・自殺対策／慎重な休園・休校判断／ひとり親支援
テレワーク推進／デジタル・福祉など成長産業人材育成
ジェンダー統計整備

→政策の本質に届いていないために、自体が改善できず

→フォーマル／インフォーマルなケア労働保護

と雇用保障という視点の欠如

2. 何が起きているのか－雇用・労働問題を中心に

①雇用への影響

非正規雇用：女性労働者の

〈雇用保障〉の枠組みが及んでいない

• JIL・PTとNHKが行った共同調査

2020年4月から11月の7ヶ月間

解雇・雇い止めや労働時間激減など、雇用状況に何らかの大きな変化
があった人：正規16.7%、非正規33%

非正規：解雇・雇止めがあった人は3.5%（正規は1.1%）、自発的離職は5.7%（同2.9%）、労働時間半減30日以上は9.7%（同3.8%）、7日以上休業は21.1%（同11.1%）

- 休業中の手当が支払われていない人が非正規ほど多い
労働時間半減が30日以上ないし休業が7日以上の労働者のうち、
休業手当が支払われていない：非正規女性32.7%、非正規男性
32.4%／正規男性は11.3%、女性が10.3%

雇用保障の機能不全

－解雇・雇い止め

－シフト労働者問題

シフト減による雇用調整／雇用保障のあいまいさ

休業手当の義務なしという立場で、休業給付金支援金すら払わず

	対象事業所	申請者と対象労働者	助成内容
雇用調整助成金 コロナ特例	コロナによる経営環境悪化／売り上げ・生産高が前年度5%減／労使協定により休業手当支払っている	申請者：事業者 対象者：休業している雇用保険加入者	企業に対し、休業手当支払いの助成（解雇なしの大企業3/4、中小企業9/10、同緊急事態等の地域は全企業10/10。解雇有企業は各減額。一人あたりの限度額有）
休業支援金・給付金	休業手当不支給の事業所	申請者：事業者、労働者 対象者：コロナ感染症および蔓延防止措置等により休業した労働者	労働者に対し、休業期間賃金の8割を支給

②ケアの問題

②-1 ケアワーカー問題：人員不足と長時間労働／感染リスク コロナ対応看護師

- ・長時間にわたるレッドゾーン滞在、暑さなどの過酷な環境、急変への心理的プレッシャー、防護具の不足
- ・看護師未来塾の提言：レッドゾーン勤務の時間規制（滞在時間、休憩保障）、患者対応以外のケア業務を分離（東京新聞「コロナ治療最前線 改善急いで」東京新聞、2020年11月18日）
- ・保健師 保健所統廃合／人員削減の中で、超長時間労働
- ・保育 人員不足の中で、感染対策との両立可能な保育の模索
- ・介護 ホームヘルプ事業：高齢者中心の労働編成で、サービス提供困難に

②-2 学校休校等、子の世話での大混乱

休校等への政府の対応

	対象事業所	申請者と対象労働者	助成内容
小学校等休業対応助成金	子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主	申請者：事業主または本人 対象者：臨時休校等（休校・利用自粛および子のコロナ感染・コロナ疑い）で子どもの世話をを行うため特別休暇を取得した労働者	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10
両立支援等助成金 コロナ特例	臨時休校等による子どもの世話をを行うために労働者に有給で特別休暇（年休を除く）を認めた企業	申請者：事業者 対象者：臨時休校等（休校・利用自粛および子のコロナ感染・コロナ疑い）で子どもの世話をを行うため特別休暇を取得した労働者	企業に対し、休暇中賃金支払いの助成（1人5万円、1企業10人まで）

首都圏青年ユニオン「コロナ禍の仕事と子育てに関するアンケート調査」（速報値のため転載不可）

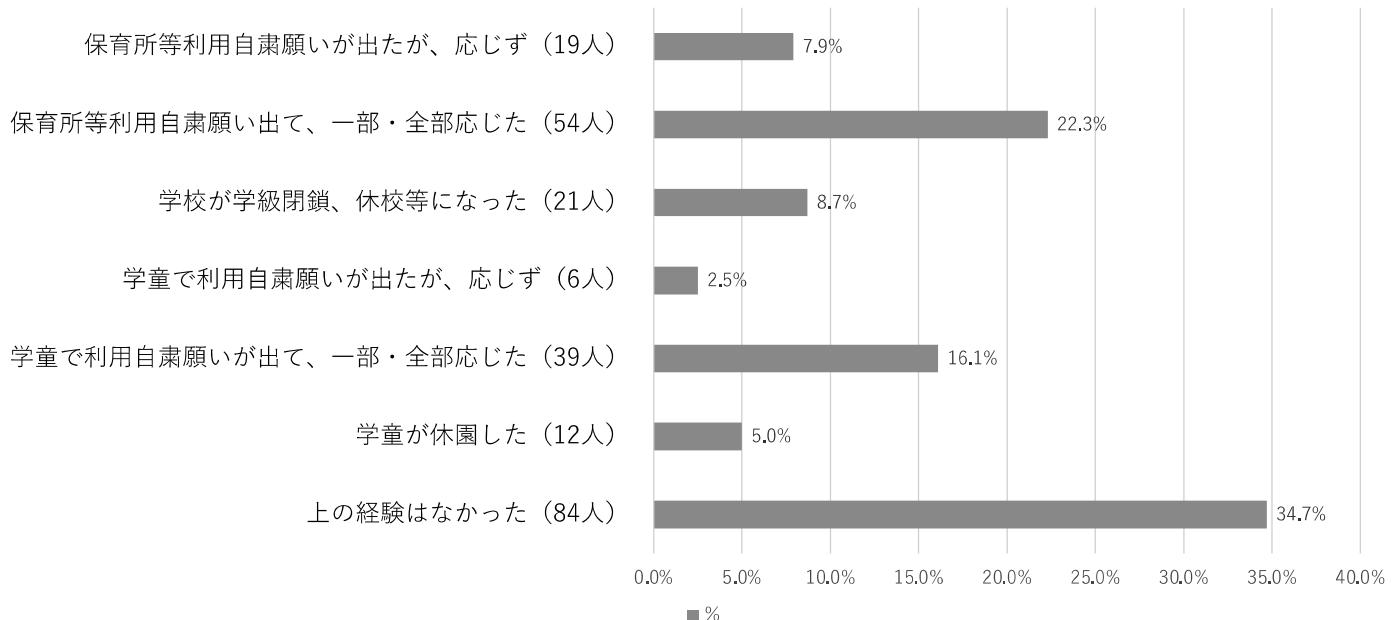
2021年4月以降についてのインターネット調査。
242人（うち母親202人）が回答。

正規雇用126人（52.1%）、パートアルバイト61（25.2%）、契約社員10人（4.1%）、派遣労働者9人（3.7%）ほか

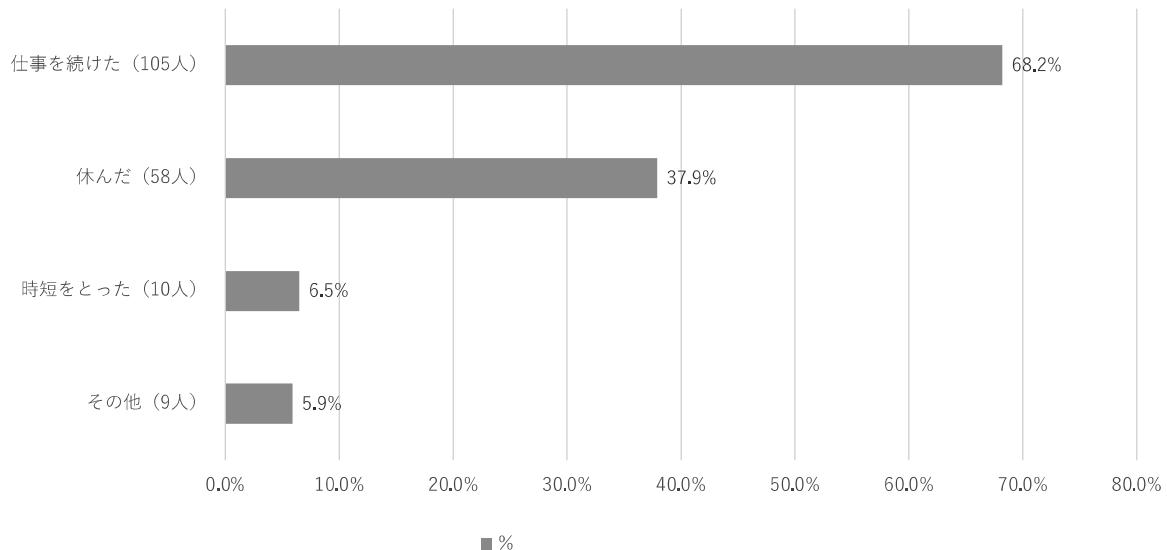
結果の特徴

- ①権利としての休暇保障不在：休暇がとれない
- ②賃金保障不在：休暇がとれても賃金が保障されない
- ③休暇理由は休校だけでなく、学級閉鎖、一時的な閉鎖、自粛など多岐に及ぶ
- ④子のコロナ感染関連に関する休暇保障の不在
- ⑤保育所や学校だけでなく、学童保育でも、閉鎖、自粛に伴う問題が起きている

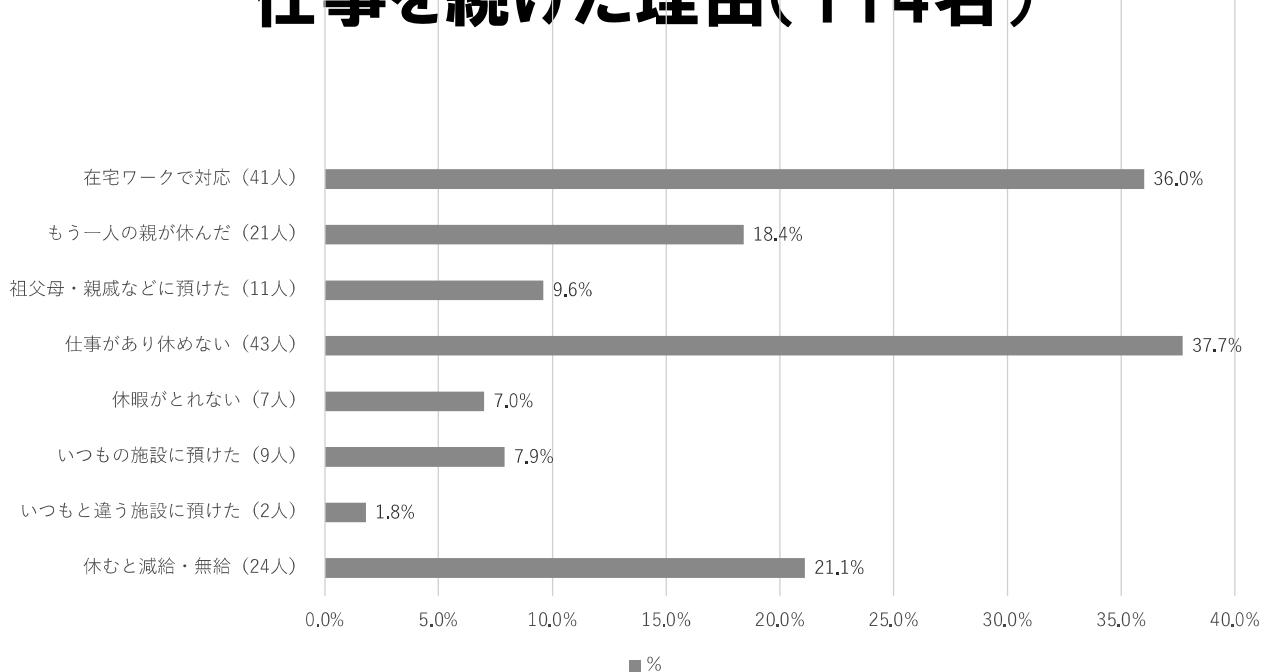
学校や施設に関するコロナの影響(小学生親138、未就学親117)



自粛等があった際の親の仕事(153人)



仕事を続けた理由(114名)

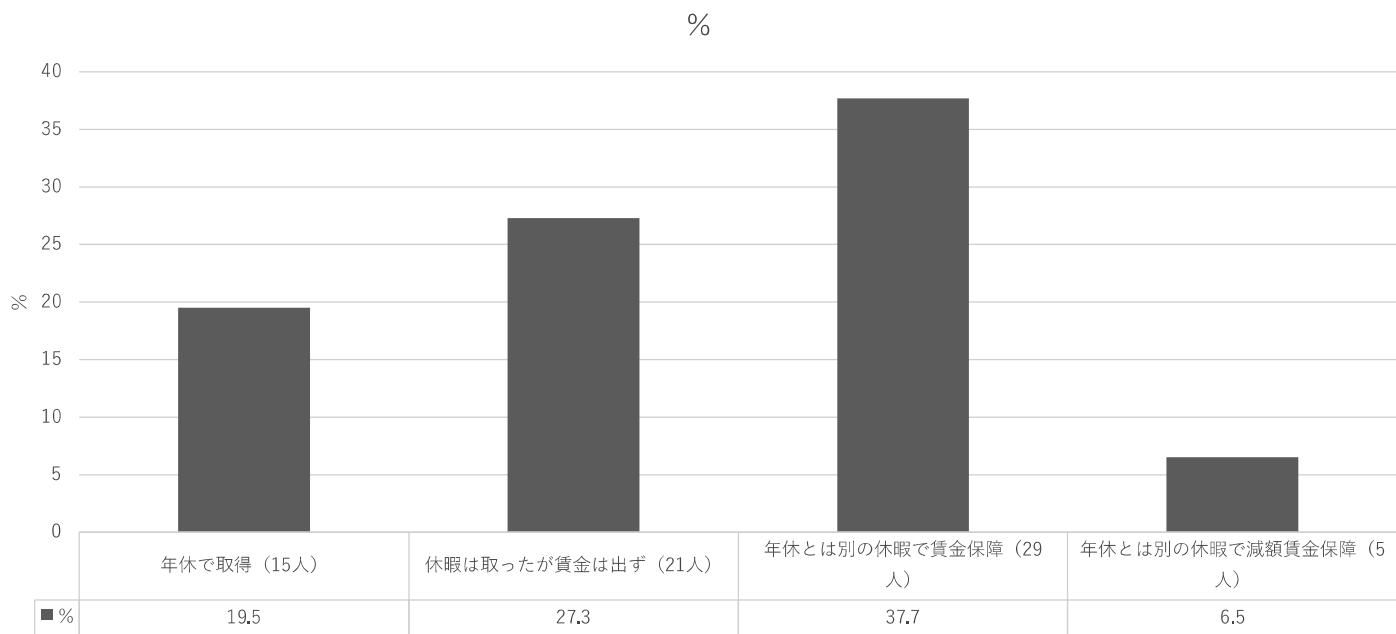


「休むと減給・無給」の22人の内訳

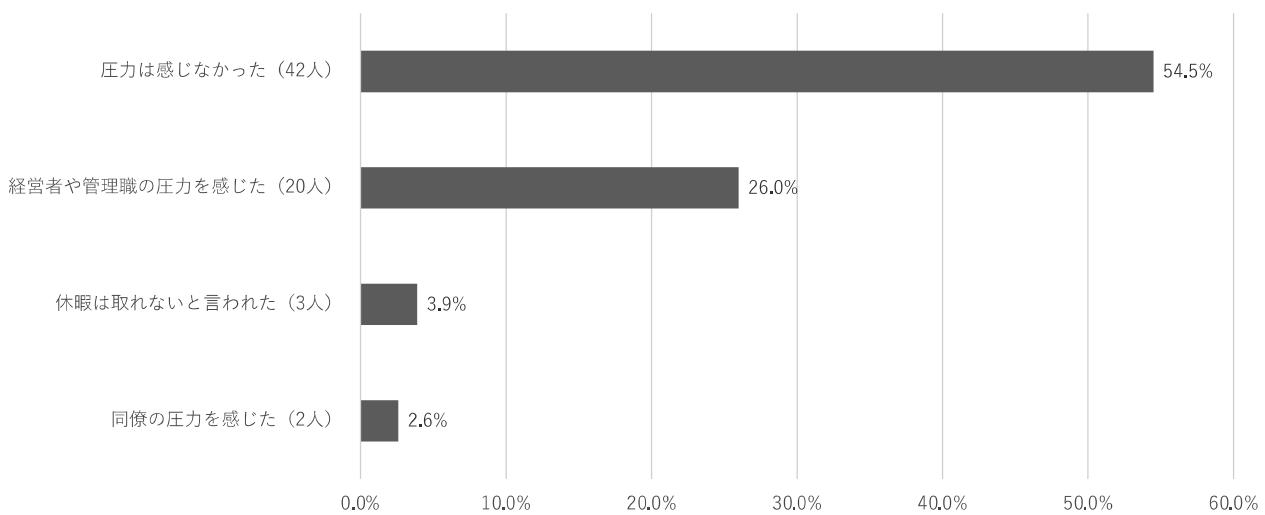
○パート・アルバイトや契約が多いが、正規も少なくない
契約社員2人、正規社員7人、パート・アルバイト10人
その他2人

○正規で「休むと減給・無給」は各産業に散らばっている。
医療2人、教育・研究、卸売小売、教育・研究、製造業1人
その他1人

自肃等で休暇をとった場合の賃金保障(77人)



休暇を取得する際、感じたハーダル (77人)



子どものコロナ感染／濃厚接触の際の休暇（242人）

	子がコロナになつたら	子が濃厚接触者になつたら
休暇がとれて全額給与保障	67人（26.4%）	54人（22.3%）
休暇はとれるが一部減額	24人（9.9%）	21人（8.7%）
休暇はとれるが賃金なし	87人（36%）	89人（36.8%）
わからない	60（24.8%）	63人（26%）
休めない	7（2.9%）	15人（6.2%）

3. 女性労働に関する世界の対応枠組み

フォーマル／インフォーマルのケア
の存在を公認
ケアの担い手の保護を強調

国連「新型コロナウイルスの女性への影響」
(2020年4月4日)

①女性の貧困に対する措置の必要

- ・一般に収入や貯蓄が少なく、不安定な仕事についていたり、貧困に近い生活をしていたりすることの多い女性および女児は、経済的な悪影響を特にうける。
- ・世界中で女性の方が収入や貯蓄が少なく、不安定な仕事に就いており、インフォーマル経済において雇用されている場合が多い。また、社会保障にアクセスしにくく、一人親家庭の大半を占めている。したがって、経済的ショックを吸収する余力が男性より小さい。
- ・ジェンダーに配慮した経済／社会政策、対応計画が必要

②医療労働の保護

- ・性別による職業の分離により、女性がリスクやウイルスにさらされている
- ・医療労働者の70%が女性であり、特に看護師、助産師、コミュニティヘルスワーカーと行った最前線で働く医療労働者に女性が多い。医療施設において清掃、選択、ケータリングといったサービスを提供する従業員も大半が女性。
- ・女性がウイルスにさらされる可能性を高めている。
- ・女性医療従事者、医療施設のサポートスタッフの健康、心理的・社会的ニーズ、労働環境への特別な配慮が必要

③無償・薄給でのケアの保護

- ・新型コロナウイルスへの対処において、無償ケアは不可欠な立役者である
- ・家庭及びコミュニティにおける医療負担は増大／コロナウイルスに関連しない医療サービスやソーシャルサービスが縮小し、家族の支援が増大する可能性がある
- ・無償、又は薄給で働くコミュニティヘルスワーカーの大半は女性であり、新型コロナウイルス対応の第一線にいる
- ・無償のケア労働を認識し、減らし、再分配することが必要
- ・無償のケアする人々の安全を確保する装備／ケアする人に包摂的社會保障（家族休暇／病気休暇／有給の時短／ケアを負うものに対する現金給付）
- ・学校給食プログラムを配達や持ち帰りにして継続

ドイツの事例

子育てに従事する親の権利拡充

①保育・介護による親の減収補償

- ・保育・介護による親の減収補償の拡大：保育施設・学校・障害者施設が閉鎖され、子供(障害を持つ子を含む)の保育・介護のために就業できなくなった親への現金給付。親が被った減収額の67%の補償が、従来の6週間から最長10週間に延長され、さらに、ひとり親は最長20週間に延長された。補償の上限月額は、従来同様2,016ユーロである。

②子どもの疾病手当日数増（健康保険の現金給付／医師の判断）

1人あたり年20日（一人親40日）に延長

子の疾病以外に休校等の要件も追加

③育児休業、短時間勤務と給付拡充

育児休業・短時間勤務と現金給付の制度(親時間と親手当)を拡充し、柔軟性を高め、手続を簡易化

パンデミックに関連して操業短縮(短時間労働)や休業が増えて一時的に所得が減少しても、従前所得で給付額が決定される親手当の受給で不利益を被らないようにする規定

親時間と親手当：36ヶ月の休暇（24ヶ月までは8歳まで可）と従前賃金67%保障／30時間までのパート勤務可能

④エッセンシャルワーカーを支えるケアワーカー支援

- ・エッセンシャルワーカー（医療、小売など）を支えるため、保育に対する支援は不可欠

- ・学校休校、保育及び家族支援サービスが休業する中で、働く親に対する子育て支援を拡充。特にエッセンシャルワーカーが安全に利用できるサービスに焦点をあてる

社会的再生産論 – SRT (Social Reproduction Theory)

・社会的再生産

教育、ケアなど、社会にとって不可欠な活動諸領域がフォーマル・インフォーマルに存在

担い手は女性に偏っている

社会的再生産活動の公認と保護が必要

→丸裸の家族を放置するのは、現代的家族主義ではない

* 女性を含めた労働力商品化、新自由主義的市場化を背景に台頭

* 反市場／市場に対置すべき中核的行為としてのケア

* 問題点：フォーマル・インフォーマルの役割分担、フォーマルなケアの固有性についての検討がない／ケアされる側の権利への視座が弱い

4. 女性労働力化／サービス経済化に合わせた転換

フォーマル／インフォーマルで女性はケアの担い手

ケアの軽視のしわ寄せは女性に／新自由主義による問題の肥大化

①女性の急激な労働力化

雇用労働者の45.3%が女性労働者（労働力調査2019年）

急速な共働き化：3歳未満子のいる夫婦子からなる世帯でも51.6%が共働き（1997年は25.3%）

背景としての男性稼ぎ手の所得抑制：18歳以上在学生のいる夫婦子からなる世帯、父所得800万以上が34.2%（1997年は43.9%）

→ 家族の多就業化／労働力商品化への組込み

17.7%

②フォーマルなケア労働問題

2000年以降、急速に進んだサービス経済化

この領域に多い女性労働と低賃金／長時間労働

労働力調査	建設業	製造業	卸売小売業	宿泊・飲食サービス業	医療・福祉
2002年	9.5%	20.8%	17.7%	5.6%	8.3%
2019年	6.8%	16.9%	16.4%	6.1%	12.3%
02→19年	-2.7	-3.9	-1.3	0.5	5.3
女性比率 (19年)	18.3%	29.4%	52.6%	64.3%	76.8%

* 医療福祉：326.8万人増／うち高齢者介護43.6%、保育14.4%等、福祉部門で68.8%を占める（就業構造基本調査、2002→2017年）

サービス業で多い低賃金／長時間労働

図表 17-2

社会保険・社会福祉・介護事業所（医療・福祉）

一般労働者時給推計	男性	女性
全体	2121	1844
20～24歳	1538	1521
25～29歳	1800	1748
30～34歳	2018	1810
35～39歳	2172	1858
40～44歳	2559	1925
45～49歳	2440	1920
50～54歳	2470	1972
55～59歳	2394	1979
所定労働時間	162	161
正規43時間以上労働割合*	48.2（うち女性43.7）	
正規60時間以上労働割合*	5.8（うち女性3.2）	
非正規雇用比率*	46.6（非正規のうち女性87.3）	
短時間労働者時給		介護1140、 保育1147

図表 17-3

宿泊業・飲食サービス業

一般労働者時給推計	男性	女性
全体	2015	1487
20～24歳	1440	1369
25～29歳	1686	1576
30～34歳	1865	1617
35～39歳	2074	1649
40～44歳	2302	1641
45～49歳	2386	1552
50～54歳	2359	1549
55～59歳	2295	1439
所定労働時間	172	165
正規43時間以上労働割合*	71.3（うち女性59）	
正規60時間以上労働割合*	25.2（うち女性12.7）	
非正規雇用比率*	62.3（非正規のうち女性74.6）	
短時間労働者時給	1052	1021

③インフォーマルなケアの軽視

- ・インフォーマルなケア依存にも関わらず、公的保護が欠如
女性の急速な労働者化との葛藤
- ・ケア時間保障と所得保障が不十分
3歳までの無給時短／無給の子の看護休暇 など
- ・制度が貧弱／制度があっても休めない
第1子出産1年後就業継続：パート・派遣25.5%（正規62.2%）

→ ケアそのものに対する手当の不在・不徹底

③雇用保障の脆弱性

雇用／休業／所得保障は三位一体

雇用なくして休業・所得保障なし

- ・女性雇用者の59.7%が非正規雇用労働者
- ・うち52.3%が有期雇用労働者
- ・無期・有期雇用を問わない、シフト制労働者

雇用それ自体が脆弱で不安定

ケアのための休業・所得も保障されづらく、ケア離職につながりやすい

日本のワークライフバランス政策 個人主義的市場主義

「自律的個人」の「多様な働き方」の自由な「選択」にすぎない (原伸子)

①ヨーロッパのWLB政策の背景

新自由主義（ワークフェアの下での成人稼ぎ手モデル化／社会的投資論に基づく福祉契約主義）→保護対象が家族生活それ自体から就労を前提とする生活に

*労働者サイドのフレキシビリティもあり得る

②日本はとりわけ市場内での自由な選択としてのWLB政策

「今の労働法制では、雇用保障を重視しすぎることで、結果的に残業の少ない働き方の選択肢を選べない」「育児休業を活用して、男性の働き方に女性を合わせよう」という考え方ではなく、「女性の多様な働き方に画一的な男性の働き方を合わせていく」選択肢の拡大と合理的な規制改革（八代尚宏）

ワークライフバランスへの努力が、細切れパートタイム労働化／非労働力化につながってしまう

医事紛争事例集—医師が選んだ 60 事例—

京都府保険医協会

医療安全研修 DVD partⅢ

日常診療における「安心」と「安全」のために



2020年7月20日発行 2枚組 60事例 全275分

医療法で定められている
医療安全研修をより効率的に実施可能！

書店では手に入らないオリジナル！

「医事紛争事例集—医師が選んだ 60 事例」
(2019年9月発行)に掲載されている
60 事例を網羅！(内科・外科・整形外科・産婦人
科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿器科・
麻酔科・精神科・歯科・施設事故)

FAX または QR コードより
お申込みください ➡



医療機関名:

住所:〒

TEL:

FAX:

『医療安全研修 DVD partⅢ』

いずれかお選び頂き○で囲んでください。

- ①一般(11,000円)
- ②京都府保険医協会会員(5,000円)
- ③他の保険医協会会員(7,000円)

いずれも税込み・送料別

↓ お申込み FAX 番号: 075-212-0707

【お申込み・お問い合わせは下記まで】

京都府保険医協会

〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七觀音町 637 インターワンプレイス烏丸 6 階

TEL:075-212-8877 FAX:075-212-0707 e-mail:info@hokeni.jp



京都府保険医協会は、今から半世紀以上も遡る 1959 年度（昭和 34 年度）から、医療安全対策に取り組んできた全国的にも珍しい、長い歴史と経験を有しています。2019 年度（令和元年度）を以って、医療安全対策を開始して 60 周年を迎えることになりました。

「医事紛争事例集－医師が選んだ 60 事例」は、それを記念して発行されたものです。是非とも有効活用して、日常診療における「安全」と「安心」を一層高めて頂ければ幸いです。

『医事紛争事例集－医師が選んだ 60 事例 明日は我が身』

2019 年 9 月 ● 日発行 A 5 判 ● ページ

定 価：3,000 円（税込）・送料別

京都協会会員：1,000 円（税込）・送料別

他府県協会会員：2,000 円（税込）・送料別



本書の特徴

- ①京都府保険医協会・医療安全対策部会の経験豊富な担当理事（医師）が、数ある中から選んだ紛争事例に基づき作成
- ②会員からの相談によって京都府保険医協会が実際に対応してきたリアリティーある紛争事例
- ③医療現場において特に注意すべき、あるいは典型的な事例を厳選
- ④本屋さんでは手に入らないオリジナル（通販のアマゾンでは購入可能）
- ⑤医療法で定められている各医療機関における医療安全研修にテキストとして利用可能



【お申込み・お問い合わせは下記まで】 京都府保険医協会

〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七觀音町 637

インターワンプレイス烏丸 6F TEL. 075-212-8877

FAX または QR コードより

お申込みください ➔



医療機関名：

住所：〒

TEL :

FAX :

『医事紛争事例集－医師が選んだ 60 事例』

いずれかをお選び頂き○で囲んで下さい。

- ①一般 (3,000 円／冊)
- ②京都府保険医協会会員 (1,000 円／冊)
- ③他の保険医協会会員 (2,000 円／冊)

() 冊 申し込みます

↓ お申込み FAX 番号：075-212-0707 ↓